

TAX NEWS LETTER

2025
2

TOPICS

1. 令和6年分所得税の定額減税Q & A（確定申告関係）
2. 児童手当の変更 所得制限廃止・手当の拡充
3. 税務カレンダー（2025年3月の税務）

令和6年分所得税の定額減税Q & A（確定申告関係）

令和6年度税制改正により、すでに令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（いわゆる定額減税）が実施されています。

国税庁は、同庁ホームページ上において令和6年分所得税の定額減税Q & A（予定納税・確定申告関係）を掲載しており、その中で、「青色事業専従者等に係る定額減税の適用」について、家族を事業専従者としている場合、この家族は同一生計配偶者等として定額減税の対象にならないのか、という問い合わせています。

それによると、青色事業専従者等は定額減税の対象となる同一生計配偶者等には含まれないとされており、これらの家族を同一生計配偶者等として定額減税の適用を受けることはできない、と回答しています。

青色事業専従者等が所得控除の合計額以上の所得金額であるなどにより定額減税前の所得税額がある場合には、青色事業専従者等が納税者本人として定額減税の適用を受ける必要があることを明らかにしています。

なお、合計所得金額が48万円を超えるため同一生計配偶者等に含まれない配偶者及び親族についても、定額減税前の所得税額がある場合には、配偶者又は親族が納税者本人として定額減税の適用を受ける必要があります。

青色事業専従者等や、合計所得金額が48万円を超えるため同一生計配偶者等に含まれない人で、控除しきれない定額減税の金額がある場合や、定額減税前の所得税額がない場合については、調整給付の対象とされています。

内閣官房ホームページ上に掲載されている「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」によれば、定額減税前の所得税額及び個人住民税所得割の税額がない場合の調整給付の受給にあたっては、原則、本人から市区町村へ申請することされており、具体的な給付時期や申請にあたって必要となる書類などについては、居住地の市区町村に確認するよう案内しています。対象となる方は、送付される申請書や確認書などの内容を確認し、申請期限内に手続きをするようにしてください。

（注意）

上記の記載内容は、令和6年12月2日現在の情報に基づいております。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性があり、記載の内容・数値等が将来にわたって保証されるものではありません。



児童手当の変更 所得制限廃止・手当の拡充

◆令和6年10月1日から児童手当制度が改正

令和6年10月1日から児童手当制度が改正されました。今回の改正は子育て支援の強化を目的としており、子供を育てる従業員の生活に密接に関わりがあります。

定期的に支給される児童手当は、年間総額にするとまとまった金額になります。児童手当が家計の一部の支えになっている世帯も多いかもしれません。しかしながら、今までの制度では保護者の収入に伴う支給制限もあり、児童手当を受けることができない世帯も少なくなかったことでしょう。

今回の改正では児童手当の拡充が行われ、保護者の所得制限は撤廃されました。また、中学生までだった支給対象者が高校生年代までとなり、さらに支給額も増額されています。

◆改正点の詳細

①支給対象が拡大（所得制限の撤廃、年齢上限の拡大）

これまでの児童手当は、各世帯の主たる生計者の所得額に応じて支給額が制限されていました。主な生計者の収入が一定額を超える場合、子供の年齢に関係なく、児童手当の額が下がるか、支給されなくなっていました。このような所得による

制限を撤廃することとし、子供を養育する家の家庭にも児童手当を支給することとなったのが大きな改正点の一つです。

②年齢制限と支給額の拡大

これまでの児童手当は中学校卒業（15歳になる年度の3月末）までが支給対象となっていましたが、今後は、高校生年代（18歳になる年度の3月末）まで支給されます。

一人当たりの月々の支給金額は、0～2歳は1万5千円、3歳～小学生1万円、中学生1万円、新しく設定された高校生年代1万円、第3子以降は0歳～18歳3万円となっています。

③支給時期の変更

児童手当の支給時期は、従前の年3回から、隔月（偶数月）の年6回に変更されました。

新たに児童手当の支給対象となる方は、令和7年3月31日までに市区町村へ申請を行えば令和6年10月分から手当を受けられます。忘れずに申請を行いうようにしましょう。

2025年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月17日

- 前年分贈与税の申告（2月3日から3月17日まで）
- 所得税確定損失申告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出（延納期限：6月2日）
- 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内）
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
- 前年分所得税の確定申告（2月17日から3月17日まで）
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、月 日（ ） 時の予定です。
ご準備のほどよろしくお願ひいたします。